

「京・地域福祉推進指針」に関連する各種施策の取組状況等について

重点目標 1 地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

地域において主体的に進められてきた住民同士の支え合い活動を更に促進し、充実・強化することで、地域住民の「つながり」を強化し、課題に「気づき・つながり・支える」力の向上を図る。

推進項目 1 住民同士の支え合い活動の促進 ～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

地域の住民同士の支え合い活動をより一層促進し、地域のつながりを高めることで、互いに認め合い、誰もが地域から孤立せず、いきいきと安心して過ごせる地域づくりを進める。

参考資料

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績(予定含む)	令和4年度取組予定	担当局等
①	互いに認め合う地域づくりの促進	一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく過ごすことができる地域づくりを進めるため、引き続き各部局が人権に関わる課題の解消に向けて、連携して取り組む。	人権文化推進会議の開催(令和2年4月22日開催)	人権文化推進会議の開催(令和3年4月27日資料送付)	人権文化推進会議の開催(令和4年4月中旬～下旬予定)	文化市民局
		子どもから高齢者まで幅広い世代において福祉や地域活動に対する理解が深まるよう、福祉教育等の取組を促進する。	○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 ほほえみ交流活動支援事業への障害者福祉施設プログラムのコーディネートを実施。	○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 ほほえみ交流活動支援事業への障害者福祉施設プログラムのコーディネートを実施。 学生がボランティア活動を通して、障害のある市民に対して理解を深める機会とするため、当事者の方と交流できる内容(ほほえみ広場2020学生ボランティア活動)を企画。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となったが、参加申し込みをしていた大学生にボランティア講座を紹介。	引き続き、京都市福祉ボランティアセンターによる福祉教育の取組を促進する。	保健福祉局
			○企業向け人権啓発講座(障害者差別解消法)の実施 ※新型コロナに係る緊急事態宣言のため中止 ○ほほえみ交流活動支援事業(学校等と障害者団体が協働で実施する体験交流学习等の支援)の実施 令和2年度:22件	○企業向け人権啓発講座 令和4年2月10日(木)開催 テーマ「“合理的配慮の義務化”知っていますか？」 参加者 39名 ○ほほえみ交流活動支援事業(学校等と障害者団体が協働で実施する体験交流学习等の支援)の実施 令和3年度:44件(見込み)	引き続き、企業向け人権啓発講座を実施する。また、ほほえみ交流活動については、補助事業から委託事業に見直し実施する。	保健福祉局
②	地域福祉活動への支援、市民参加の促進	より多くの地域住民がボランティア活動等の地域福祉活動に関心を持ち、参加してもらうとともに、ボランティアグループや学区社会福祉協議会等の活動団体の継続した活動につながるよう、京都市福祉ボランティアセンター、市・区社会福祉協議会等による支援活動を促進する。	○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 区ボランティアセンターと連携し、市全域の福祉ボランティア活動に係る総合的な支援を実施。 ・ボランティアに関する相談・コーディネート:1,426件 ・研修・講座:4回、参加者延べ156人 ○市・区社会福祉協議会による取組 社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする住民組織と社会福祉関係者から構成された民間団体として、地域活動や相談支援活動等を実施。 ・地域の絆づくり事業:見守り194学区、居場所づくり1129学区、相談109学区	○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 区ボランティアセンターと連携し、市全域の福祉ボランティア活動に係る総合的な支援を実施。 ・ボランティアに関する相談・コーディネート:1,229件 ・研修・講座 Youtubeを活用したボランティア講座(配信回数3回) ボランティア活動サポート講座(ボランティアサポート講座2回、はじめてのオンラインフォローアップ講座4回、福祉施設職員のためのオンライン会議講座1回) ○市・区社会福祉協議会による取組 社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする住民組織と社会福祉関係者から構成された民間団体として、地域活動や相談支援活動等を実施。 ・地域の絆づくり事業(R2実績):見守り183学区、居場所づくり112学区、相談102学区	引き続き、京都市福祉ボランティアセンターによる市全域の福祉ボランティア活動に係る総合的な支援の実施や、市・区社会福祉協議会による地域活動・相談支援活動の支援に取り組む。	保健福祉局
		仕事と家庭生活の調和だけでなく、自治会やPTA等の地域活動や社会貢献活動に積極的に参画する「真のワーク・ライフ・バランス」を促進することで、子育て期、就業期から地域とつながり、誰もが「生きがい」と「やりがい」を持つて、暮らすことのできる地域づくりを進める。	○「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進 SNS等を通じて実践写真を募集するとともに、家事・育児等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図った。	○「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進 家事・育児等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図った。	○「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進 女性活躍や男性の家事・育児参画を促進するための講座やセミナー等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。	文化市民局
		高齢者がこれまで培ってきた知識や経験等を発揮できる短期的な就業機会を提供するシルバー人材センター事業の推進。すこやかクラブ京都(京都市老人クラブ連合会)でのボランティア活動の推進等、元気な高齢者が社会参加していく場を一層促進する。	○「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発 各種媒体やポータルサイト(京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB)を活用し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する企業の取組等の「見える化」を図った。	○「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発 各種媒体やポータルサイト(京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB)を活用し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する企業の取組等の「見える化」を図った。	○「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報戦略 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイトを活用した取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	
		障害のある方が、自らの意思と選択によって、社会的活動に参加できるよう、障害のある方への活動参加への意欲を高めるための啓発、社会的活動に参加しやすい環境の整備、同じ障害のある方の相談に応じるピアカウンセリングなど、互いに支え合う活動を推進する。	○「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援 「真のワーク・ライフ・バランス」を積極的に推進する企業の優れた取組を発掘し、民間媒体等を活用して好事例を発信・共有することで波及・浸透を図るほか、国や京都府との連携による企業向け助成制度の周知等を行った。	○「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援 「真のワーク・ライフ・バランス」を積極的に推進する企業の優れた取組を発掘し、民間媒体等を活用して好事例を発信・共有することで波及・浸透を図るほか、国や京都府との連携による企業向け助成制度の周知等を行った。	○「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援 企業が「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する際に利用できる助成制度や、社会的責任(CSR)の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」に取り組んでもらえるような実践例について、ポータルサイト等により周知啓発を行う。	教育委員会
			①指導者育成事業 新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、PTAや家庭での指導者の養成を行うことを通じて、学校・家庭・地域を結ぶ要であるPTA活動の振興を図り、家庭や地域の教育力の向上に資することを目的として実施した。	①指導者育成事業 新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、PTAや家庭での指導者の養成を行うことを通じて、学校・家庭・地域を結ぶ要であるPTA活動の振興を図り、家庭や地域の教育力の向上に資することを目的として実施した。	①指導者育成事業 新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、PTAや家庭での指導者の養成を行うことを通じて、学校・家庭・地域を結ぶ要であるPTA活動の振興を図り、家庭や地域の教育力の向上に資することを目的として実施する。(令和4年度から予算措置は幼P連と高P連のみ)	
			②市P連オンライン「人権学習会」の支援 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これまでの、集合しての学習会と街頭啓発活動を中止し、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援した。 日 程:令和2年12月5日(土)配信開始 (PTA会員を対象に1年間視聴可能)	②市P連オンライン「人権学習会」の支援 引き続き、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援した。 日 程:令和3年12月4日(土)配信開始 (PTA会員を対象に1年間視聴可能)	②市P連オンライン「人権学習会」の支援 引き続き、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援する。 日 程:令和4年12月3日(土)予定	
			③京都市PTAフェスティバル 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での開催を中止し、オンラインでPTA会員同士の交流や各校PTAの一層の充実を図り、親子の絆を深めることを目的に開催した。 ・第23回京都市PTAフェスティバル 日 程:令和2年12月4日(金)HP公開 令和2年12月12日(土)YouTube配信開始 令和2年12月20日(日)特別番組放送(KBS京都)	③京都市PTAフェスティバル 会場展示とオンライン(市P連HP内にPフェスサイト掲載・ライブ配信)でPTA会員同士の交流や各校PTAの一層の充実を図り、親子の絆を深めることを目的に開催した。 ・第24回京都市PTAフェスティバル 日程:(PTA写真展) 令和3年12月11日(土)・12日(日) (動画発表) 令和3年12月11日(土) ～令和4年1月15日(土) (YouTubeライブ配信) 令和3年12月11日(土) ※見逃し配信 ～令和4年1月15日(土)まで	③京都市PTAフェスティバル PTA会員同士の交流や各校PTAの一層の充実を図り、親子の絆を深めることを目的に開催する。(開催方法については検討中) ・第25回京都市PTAフェスティバル 日 程:令和4年12月10日(土)予定	
			④OK企業の認定 父親の子育て参加に理解のある企業を「OK(O:おやじの/K:子育て参加に理解がある)企業」として認定し、仕事と生活と地域活動の調和(真のワーク・ライフ・バランス)を推進した。 OK企業登録企業数 累計:1,134社	④OK企業の認定 父親の子育て参加に理解のある企業を「OK(O:おやじの/K:子育て参加に理解がある)企業」として認定し、仕事と生活と地域活動の調和(真のワーク・ライフ・バランス)を推進した。 OK企業登録企業数 累計:1,136社	④OK企業の認定 父親の子育て参加に理解のある企業を「OK(O:おやじの/K:子育て参加に理解がある)企業」として認定し、仕事と生活と地域活動の調和(真のワーク・ライフ・バランス)を推進する。	

			高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うとともに、シルバー人材センターと連携して受注と就業ニーズのマッチングが円滑に行われるよう取り組んだ。 (令和2年12月末時点 会員数4,884名) 各老人クラブへの活動補助を通じて、各地域での高齢者の生きがいづくり、健康づくりやボランティア活動の推進を図った。 (令和2年4月末時点 948クラブ)	高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うとともに、シルバー人材センターと連携して受注と就業ニーズのマッチングが円滑に行われるよう取り組んだ。 (令和3年12月末時点 会員数4,860名) 各老人クラブへの活動補助を通じて、各地域での高齢者の生きがいづくり、健康づくりやボランティア活動の推進を図った。 (令和3年4月末時点 906クラブ)	高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うとともに、シルバー人材センターと連携して受注と就業ニーズのマッチングが円滑に行われるよう取り組む。 引き続き、各老人クラブへの活動補助を通じて、各地域での高齢者の生きがいづくり、健康づくりやボランティア活動の推進を図る。	保健福祉局
			「ほほえみ広場2020」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止となった。	新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の開催を中止した。	—	保健福祉局
		—		○認知症サポーター活動促進事業＜新規＞ 京都市長寿すこやかセンターに、認知症の当事者・家族と認知症サポーターを中心とした支援者を繋ぐためのコーディネーターを配置し、認知症の当事者・家族の社会参加活動(認知症カフェ・居場所等)の支援を行った。 また、認知症の人・家族の支援活動を希望する認知症サポーターに対し、具体的な支援に携わるための知識の習得等を目的としたステップアップ講座を開催した。 ＜令和3年12月実績＞ ステップアップ講座:3回開催, 31名受講	引き続き、京都市長寿すこやかセンターに配置したコーディネーターを中心に、認知症の当事者・家族の社会参加活動(認知症カフェ・居場所等)の支援及びステップアップ講座を開催し、認知症の当事者・家族の声を重視した支援活動が地域の認知症サポーターを巻き込みながら多くの地域で展開できるよう取組を推進する。	保健福祉局
③	健康づくり・介護予防の取組の推進	健康づくりの担い手として活動する「健康づくりサポーター」や介護予防に関する知識の普及啓発を行う「いきいき筋トレ普及推進ボランティア」等の活動の支援、高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」の取組の推進など、引き続き、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防の推進を図る。 市内12箇所に設置している地域介護予防推進センターによる介護予防に関する普及啓発等、地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行う。 保健福祉センターにおいては、地域の健康課題を把握するとともに、職員が積極的に地域に出向き、市民の身近な場所で地域ニーズに応じた健康づくりに関する事業を行うことで、より多くの地域住民の積極的な参加に働きかけ、継続した取組につなげていく。	健康づくりサポーターの養成・支援を行った。 【サポーター登録者数:集計中】	健康づくりサポーターの養成・支援を行った。 【サポーター登録者数:集計中】	引き続き、サポーターの養成・支援を行う。	保健福祉局
			いきいき筋トレ普及推進ボランティアの養成・支援を行った。 【ボランティア登録者数及び養成者数:集計中】	いきいき筋トレ普及推進ボランティアの養成・支援を行った。 【ボランティア登録者数及び養成者数:集計中】	引き続き、ボランティアの支援を行う。	保健福祉局
			○高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」では、156学区(令和2年12月末時点)で取組を推進するなど、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防を推進している。 ○地域介護予防推進センターでは、約3,900回(令和2年12月末時点)の介護予防教室を開催するなど、介護予防に関する普及啓発や地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行っている。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した介護予防・フレイル対策の取組を推進することが重要であることから、地域介護予防推進センターにおいて感染症対策を徹底したうえで介護予防教室を実施しているほか、京都市情報館(ホームページ)においては「お家でもできる介護予防の取組」として、気を付けていただきたいポイントや、居宅で実施できる運動に関する動画などを公開している。	○高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」では、175学区(令和3年12月末時点)で取組を推進するなど、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防を推進した。 ○地域介護予防推進センターでは、約5,600回(令和3年12月末時点)の介護予防教室を開催するなど、介護予防に関する普及啓発や地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行った。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した介護予防・フレイル対策の取組を推進することが重要であることから、地域介護予防推進センターにおいて感染症対策を徹底したうえで介護予防教室を実施しているほか、京都市情報館(ホームページ)においては「お家でもできる介護予防の取組」として、気を付けていただきたいポイントや、居宅で実施できる運動に関する動画などを公開している。	○高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」の取組の推進など、引き続き、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防の推進を図る。 ○市内12箇所に設置している地域介護予防推進センターによる介護予防に関する普及啓発等、地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行う。 ○地域介護予防推進センターが関与する高齢者の「通いの場」に対して、医療専門職が連携してフレイル対策に係る支援を行う「フレイル対策支援事業」を全行政区で実施する。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した介護予防の取組を推進する。	保健福祉局
			令和2年度はすべての区役所・支所保健福祉センター共通の重点項目として、 ①糖尿病発症予防に向けた取組 ②健康増進法改正に係る禁煙支援 ③健(検)診の受診率向上に係る取組を掲げ、あわせて実施することにより、本市全体の健康課題の解決にも取り組んだ。 【実施回数及び参加人数:集計中】	令和3年度はすべての区役所・支所保健福祉センター共通の重点項目として、 ①糖尿病発症予防に向けた取組 ②健康増進法改正に係る禁煙支援 ③健(検)診の受診率向上に係る取組を掲げ、あわせて実施することにより、本市全体の健康課題の解決に取り組んだ。 【実施回数及び参加人数:集計中】	引き続き、すべての区役所・支所保健福祉センター共通の重点項目として、 ①糖尿病発症予防に向けた取組 ②健康増進法改正に係る禁煙支援 ③健(検)診の受診率向上に係る取組を掲げ、あわせて実施することにより、本市全体の健康課題の解決に取り組む。	保健福祉局
④	地域における子育て支援の推進	少子化の進行、家族規模の縮小、共働き家庭の増加など多様化する社会において、これまで以上に妊娠前から子ども・若者、また子ども・若者を養育する全ての家庭を支えていくため、地域住民や児童委員、地域の子育て支援機関、学校等との連携を深め、地域ぐるみで子育て支援に取り組む機運を醸成する。 子育て世代をはじめとした若い世代が子育て支援の活動やPTA活動等への参加をきっかけに地域の様々な団体とつながることで、幅広い地域活動への参加と継続した活動につながるとともに、こうした活動が循環することにより、多くの地域住民等が子育て支援に参画し、地域全体で子どもの育ち・子育てを温かく見守り、支え合う地域づくりに取り組んでいく。	○民生児童委員による取組 民生児童委員(定数2,728人)が、高齢者や障害者、子育て家庭等への相談・援助活動を実施。 ・相談・支援件数(令和元年度実績) 高齢者に関すること:25,673件 障害のある方に関すること:1,996件 子どもに関すること:13,189件 その他:9,442件	○民生児童委員による取組 民生児童委員(定数2,728人)が、高齢者や障害者、子育て家庭等への相談・援助活動を実施。 ・相談・支援件数(令和2年度実績) 高齢者に関すること:21,241件 障害のある方に関すること:1,473件 子どもに関すること:9,777件 その他:7,428件	引き続き、民生児童委員による日頃の見守り・相談視線活動の充実に取り組む。	保健福祉局 子ども若者はぐくみ局
			①市P連オンライン「人権学習会」の支援 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これまでの、集合しての学習会と街頭啓発活動を中止し、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援した。 日 程:令和2年12月5日(土)配信開始 (PTA会員を対象に1年間視聴可能) ②PTA研修会の実施 新型コロナウイルス感染予防に取組みながら、オンライン等も活用して各単位PTA会長・校園長等を対象とした研修会を開催した。 ③PTAホームページ、メール配信機能の利用 引き続き、PTAホームページとメール配信機能により、会員間で情報共有しPTA活動の活性化を図った。また、子どもの安心安全情報等を発信することで、学校・家庭・地域の連携をより一層強化し、子どもたちを見守り育てる「安心・安全ネットワーク」構築を図った。 ④「おやじの会」の活動の促進 学校・幼稚園等を単位に活動する父親を中心としたサークルである「おやじの会」の子どもに関する様々なふれあい活動や地域行事等への参画を通じて、地域の子どもたちの健やかな育ちを促進した。 おやじの会設置数:150校園	①市P連オンライン「人権学習会」の支援 引き続き、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援した。 日 程:令和3年12月4日(土)配信開始 (PTA会員を対象に1年間視聴可能) ②PTA研修会の実施 新型コロナウイルス感染予防に取組みながら、オンライン等も活用して各単位PTA会長・校園長等を対象とした研修会を開催した。 ③PTAホームページ、メール配信機能の利用 引き続き、PTAホームページとメール配信機能により、会員間で情報共有しPTA活動の活性化を図った。また、子どもの安心安全情報等を発信することで、学校・家庭・地域の連携をより一層強化し、子どもたちを見守り育てる「安心・安全ネットワーク」構築を図った。 また、令和3年度から現行システムの位置づけを変更し、PTA未加入者もシステムに登録可能とした(全保護者が対象)。 ④「おやじの会」の活動の促進 学校・幼稚園等を単位に活動する父親を中心としたサークルである「おやじの会」の子どもに関する様々なふれあい活動や地域行事等への参画を通じて、地域の子どもたちの健やかな育ちを促進した。 おやじの会設置数:132校園	①市P連オンライン「人権学習会」の支援 引き続き、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援する。 日 程:令和4年12月3日(土)予定 ②PTA研修会の実施 新型コロナウイルス感染予防に取組みながら、オンライン等も活用して各単位PTA会長・校園長等を対象とした研修会を開催する。 ③京都市PTA・学校幼稚園メール配信システムの利用 引き続き、メール配信機能により、PTA・学校園・保護者間で情報共有しPTA活動の活性化を図る。 ④「おやじの会」の活動の促進 引き続き、「おやじの会」の子どもに関する様々なふれあい活動や地域行事等への参画を通じて、地域の子どもたちの健やかな育ちの促進を図る。	教育委員会

			○「京都はぐくみ憲章」の実践推進 子どもを健やかで心豊かに育む社会の実現に向けて、大人としてどう行動すべきかを示した「京都はぐくみ憲章」を、市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれもが、自分のこととして」実践することのできる環境づくりの取組を展開する。 令和2年6月に、令和2年度「行動指針」を策定し、令和3年2月に、令和2年度京都はぐくみ憲章実践推進者表彰式等を開催した。	○「京都はぐくみ憲章」の実践推進 子どもを健やかで心豊かに育む社会の実現に向けて、大人としてどう行動すべきかを示した「京都はぐくみ憲章」を、市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれもが、自分のこととして」実践することのできる環境づくりの取組を展開している。 令和3年7月に、令和3年度「行動指針」を策定し、令和3年10月に、令和3年度「京都はぐくみ憲章実践推進者表彰」被表彰者26件を決定した。 令和3年度から京都はぐくみ憲章実践推進者表彰は京都市自治記念式典において表彰を行う予定であったが、コロナ禍のため式典は中止となった。	○「京都はぐくみ憲章」の実践推進 子どもを健やかで心豊かに育む社会の実現に向けて、大人としてどう行動すべきかを示した「京都はぐくみ憲章」を、市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれもが、自分のこととして」実践することのできる環境づくりの取組を展開する。	子ども若者はぐくみ局 教育委員会																																
			市民と行政が一体となって子ども・若者を支援するために構築した全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの3層からなるネットワークを基に、自治会・町内会、社会福祉協議会等の関係機関との連携をより一層強化していくことにより、子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で推進した。	市民と行政が一体となって子ども・若者を支援するために構築した全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの3層からなるネットワークを基に、自治会・町内会、社会福祉協議会等の関係機関との連携をより一層強化していくことにより、子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で推進した。	市民と行政が一体となって子ども・若者を支援するために構築した全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの3層からなるネットワークを基に、自治会・町内会、社会福祉協議会等の関係機関との連携をより一層強化していくことにより、子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で引き続き推進していく	子ども若者はぐくみ局																																
⑤	地域の特性に応じた支え合い活動の創出	住民と関係機関・団体等がつながり、連携・協働による支え合い活動が多く、地域で創出されるよう、高齢分野における「地域支え合い活動創出コーディネーター」の活動をはじめ、地域住民等の主体的な新たな支え合い活動や不足するサービスの創出に向けた取組を進める。	各区のコーディネーターが取組を通じて蓄積したノウハウ等を活用し、高齢者の日常生活上の支援体制・環境整備を充実・強化した。また、関係機関との連携を更に深め、地域における支え合う地域づくりへの共通意識の醸成を図った。 【令和2年9月末度実績】 <table><tr><td>地域支え合い活動連絡会議</td><td>10回開催</td></tr><tr><td>地域支え合い活動実務者会議</td><td>18回開催</td></tr><tr><td>地域支え合い活動情報交換会</td><td>12回開催</td></tr><tr><td>地域支え合い活動入門講座</td><td>6回開催</td></tr></table> (参考:令和元年度実績) <table><tr><td>地域支え合い活動連絡会議</td><td>21回開催</td></tr><tr><td>地域支え合い活動実務者会議</td><td>162回開催</td></tr><tr><td>地域支え合い活動情報交換会</td><td>20回開催</td></tr><tr><td>地域支え合い活動入門講座</td><td>28回開催</td></tr></table>	地域支え合い活動連絡会議	10回開催	地域支え合い活動実務者会議	18回開催	地域支え合い活動情報交換会	12回開催	地域支え合い活動入門講座	6回開催	地域支え合い活動連絡会議	21回開催	地域支え合い活動実務者会議	162回開催	地域支え合い活動情報交換会	20回開催	地域支え合い活動入門講座	28回開催	各区のコーディネーターが取組を通じて蓄積したノウハウ等を活用し、高齢者の日常生活上の支援体制・環境整備を充実・強化した。また、関係機関との連携を更に深め、地域における支え合う地域づくりへの共通意識の醸成を図った。 【令和3年9月末度実績】 <table><tr><td>地域支え合い活動連絡会議</td><td>7回開催</td></tr><tr><td>地域支え合い活動実務者会議</td><td>23回開催</td></tr><tr><td>地域支え合い活動情報交換会</td><td>7回開催</td></tr><tr><td>地域支え合い活動入門講座</td><td>7回開催</td></tr></table> (参考:令和2年度実績) <table><tr><td>地域支え合い活動連絡会議</td><td>30回開催</td></tr><tr><td>地域支え合い活動実務者会議</td><td>54回開催</td></tr><tr><td>地域支え合い活動情報交換会</td><td>32回開催</td></tr><tr><td>地域支え合い活動入門講座</td><td>23回開催</td></tr></table>	地域支え合い活動連絡会議	7回開催	地域支え合い活動実務者会議	23回開催	地域支え合い活動情報交換会	7回開催	地域支え合い活動入門講座	7回開催	地域支え合い活動連絡会議	30回開催	地域支え合い活動実務者会議	54回開催	地域支え合い活動情報交換会	32回開催	地域支え合い活動入門講座	23回開催	引き続き、各区のコーディネーターの活動や地域支え合い活動調整会議での協議を通じて、多様な主体との連携に基づく地域特性に応じた生活支援サービスの創出を進めるとともに、既存の地域資源（居場所等）のネットワーク化や地域の支援ニーズを踏まえた新たな活動展開を支援していく。	保健福祉局
地域支え合い活動連絡会議	10回開催																																					
地域支え合い活動実務者会議	18回開催																																					
地域支え合い活動情報交換会	12回開催																																					
地域支え合い活動入門講座	6回開催																																					
地域支え合い活動連絡会議	21回開催																																					
地域支え合い活動実務者会議	162回開催																																					
地域支え合い活動情報交換会	20回開催																																					
地域支え合い活動入門講座	28回開催																																					
地域支え合い活動連絡会議	7回開催																																					
地域支え合い活動実務者会議	23回開催																																					
地域支え合い活動情報交換会	7回開催																																					
地域支え合い活動入門講座	7回開催																																					
地域支え合い活動連絡会議	30回開催																																					
地域支え合い活動実務者会議	54回開催																																					
地域支え合い活動情報交換会	32回開催																																					
地域支え合い活動入門講座	23回開催																																					
⑥	地域コミュニティ活性化の取組との連携	地域コミュニティの活性化に向け、住宅関連事業者等と連携するなど、自治会・町内会への加入を促進し、地域内のさまざまな団体等、多様な主体の協働を推進することで、お互いの顔が見えるまちづくりを進める。 地域の自主的なまちづくり活動を支援する「まちづくりアドバイザー」や区社会福祉協議会が連携するなど、地域の課題解決や地域の活性化に向けて地域住民等が主体的に取り組む活動を支援すること で、地域の活動に多くの住民が積極的に参加する地域づくりを進める。 地域の住環境を脅かす様々な課題が顕在化する空き家については、地域福祉活動の拠点等として活用するなど、地域、専門家、事業者、行政が一体となった総合的な空き家対策を推進していく。 住民と観光客の安全安心が確保され地域と調和した「民泊」の適正な運営確保等、持続可能な地域コミュニティの実現に取り組んでいく。	○住宅関連事業者等との連携による自治会・町内会への加入促進 「京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定」に基づき、住宅関連事業者と連携した加入促進の取組を実施した。 ○地域住民等が主体的に取り組む活動への支援 自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けて、まちづくりアドバイザーが、区役所・支所等と連携し、直接現地に出向き、自治会等が抱える課題の把握や助言等を行うなど、自治会・町内会の主体的な取組を支援した。 ○ウィズコロナ社会における地域コミュニティの「新しい地域活動スタイル」の普及促進 ウィズコロナ社会における地域コミュニティの「新しい地域活動スタイル」を提唱し、感染予防をしながら安心して地域活動に取り組んでいただくための方法・ツールを紹介するとともに、地域団体が行う地域コミュニティ活性化に向けた取組への助成について、ウィズコロナ社会に即した活用ができるよう拡充するなど、「新しい地域活動スタイル」の普及促進を図った。	○住宅関連事業者等との連携による自治会・町内会への加入促進 引き続き、住宅関連事業者と連携した加入促進の取組を実施した。 ○地域住民等が主体的に取り組む活動への支援 引き続き、自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けて、まちづくりアドバイザーが、区役所・支所等と連携し、直接現地に出向き、自治会等が抱える課題の把握や助言等を行うなど、自治会・町内会の主体的な取組を支援した。 ○地域コミュニティにおける新しいつながり創出支援事業 地域コミュニティにおけるスマートフォン等を活用した「新しい地域活動スタイル」の普及・定着に向けて、地域団体のICTツールの導入・活用支援を目的とした連携協定を締結。地域の集会所等において、地域団体等を対象とした無料のスマートフォン講座を開催した。	○住宅関連事業者等との連携による自治会・町内会への加入促進 引き続き、住宅関連事業者と連携した加入促進の取組を実施する。 ○地域住民等が主体的に取り組む活動への支援 引き続き、自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けて、まちづくりアドバイザーが、区役所・支所等と連携し、直接現地に出向き、自治会等が抱える課題の把握や助言等を行うなど、自治会・町内会の主体的な取組を支援する。 ○地域コミュニティにおける新しいつながり創出支援事業 地域コミュニティにおけるスマートフォン等を活用した「新しい地域活動スタイル」の普及・定着に向けて、地域団体のICTツールの導入・活用支援を目的とした連携協定を締結。地域の集会所等において、地域団体等を対象とした無料のスマートフォン講座を開催する。	文化市民局																																
		市民スクール21の取組として、女性を構成員とする全市的な社会教育関係団体が主体となって、「地域コミュニティの活性化」や「生涯学習社会の推進」などを目的に、概ね小学校区を単位に、地域住民・地域団体の参加を得て、福祉、子育て、環境、健康など、様々な地域の課題解決に向けた主体的な学習と実践活動を促進した。 また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、取組期間が短くなったとともに、参加人数の一定の制限などの感染予防対策より、例年に比べ参加者数は減少。 令和2年度市民スクール21参加者:約1,170名	市民スクール21の取組として、女性を構成員とする全市的な社会教育関係団体が主体となって、「地域コミュニティの活性化」や「生涯学習社会の推進」などを目的に、概ね小学校区を単位に、地域住民・地域団体の参加を得て、福祉、子育て、環境、健康など、様々な地域の課題解決に向けた主体的な学習と実践活動を促進した。 令和3年度市民スクール21参加者:約4,600名	引き続き、市民スクール21の取組として、女性を構成員とする全市的な社会教育関係団体が主体となって、「地域コミュニティの活性化」や「生涯学習社会の推進」などを目的に、概ね小学校区を単位に、地域住民・地域団体の参加を得て、福祉、子育て、環境、健康など、様々な地域の課題解決に向けた主体的な学習と実践活動を促進する。	教育委員会																																	
		○「民泊」の適正な運営確保 ・平成28年4月から令和2年12月末までに本市に無許可営業の疑いがあるとして通報があった2,662施設のうち、99%に当たる2,657施設について営業中止等に至っている。 ・地域住民の「民泊」に係る不安等に対して適切な助言等を行う「民泊」地域支援アドバイザーの派遣を実施（派遣回数:計31回(17町内会)）（事業開始(平成30年8月～令和2年12月末)）	○「民泊」の適正な運営確保 ・平成28年4月から令和3年12月末までに本市に無許可営業の疑いがあるとして通報があった2,679施設のうち、99.9%に当たる2,677施設について営業中止等に至っている。	○「民泊」の適正な運営確保 違法な「民泊」の根絶や不適正な「民泊」に対する通報等への対応、既存宿泊施設への調査など適正運営の確保に向けた取組の徹底	保健福祉局																																	
		引き続き、地域、専門家、事業者、行政が一体となった総合的な空き家対策を推進するとともに、固定資産税等の住宅用地特例の厳格な運用をはじめとしたより一層の空き家の活用促進策に取り組む。 [建築協定等を活用したまちづくり支援業務] 地区計画及び建築協定等の活用を検討する地域への専門家派遣 ・コーディネーター派遣(地区計画、通年派遣) 2地区 ・コンサルタント派遣(建築協定、単回派遣) 4地区 計8回 京都市建築協定連絡協議会の活動支援 ・事務局運営支援 ・建築協定連絡協議会支援補助金 ※上記業務の他、地区計画や建築協定の活用を検討する地域からの相談や出前トークの要望等があった場合は適宜対応	○本市の研修を受けた「まちの不動産屋さん」を登録し、空き家所有者等の相談に応じる「京都市地域の空き家相談員」:248名登録(令和3年12月時点) ○地域の自治組織等が主体となって空き家の発生の予防や活用等に関する取組を行う地域:累計167学区(令和3年12月時点) ○一戸建て、長屋建ての空き家を活用・流通させる場合に必要な改修費の一部を補助する「空き家活用・流通支援等補助金」:23件(令和3年12月時点) [建築協定等を活用したまちづくり支援業務] 地区計画及び建築協定等の活用を検討する地域への専門家派遣 ・コーディネーター派遣(地区計画、半年以内の派遣) 1地区 ・コンサルタント派遣(建築協定、単回派遣) 1地区 計3回 京都市建築協定連絡協議会の活動支援 ・事務局運営支援 ・建築協定連絡協議会支援補助金 ※上記業務の他、地区計画や建築協定の活用を検討する地域からの相談や出前トークの要望等があった場合は適宜対応	引き続き、地域、専門家、事業者、行政が一体となった総合的な空き家対策を推進し、空き家の活用・流通を促進する。 [建築協定等を活用したまちづくり支援業務] 地区計画及び建築協定等の活用を検討する地域への専門家派遣 ・コーディネーター派遣(地区計画、通年派遣) 2地区 ・コンサルタント派遣(建築協定、単回派遣) 3地区 計6回 京都市建築協定連絡協議会の活動支援 ・事務局運営支援 ・建築協定連絡協議会支援補助金 ※上記業務の他、地区計画や建築協定の活用を検討する地域からの相談や出前トークの要望等があった場合は適宜対応	都市計画局																																	

⑦	見守り・相談支援活動の促進	地域の身近な相談相手である民生児童委員や老人福祉員、障害者相談員、学区社会福祉協議会などの日頃の見守り・相談支援活動の充実により、地域全体で悩みや課題を抱えている方への「気づき」を高めていく。 また、同じ悩みや経験を持つ方々が集まり、解決に向けて共に支え合う当事者組織は、当事者ならではの目線に立った相談・支援による「気づき」や悩み等の受け止めの場、情報共有の場となるとともに、多様な課題の発信源にもなる。 こうした、地域での見守り・相談支援活動を引き続き促進し、身近な地域で多様な課題に「気づき」、悩みや相談を受け止め、関係機関・団体等と連携しながら、適切な支援につなげる地域づくりを進める。	○民生児童委員による取組(再掲) 民生児童委員(定数2,728人)が、高齢者や障害者、子育て家庭等への相談・援助活動を実施。 ・相談・支援件数(令和元年度実績) 高齢者に関すること:25,673件 障害のある方に関すること:1,996件 子どもに関すること:13,189件 その他:9,442件 ○老人福祉員による取組 ひとり暮らし高齢者等を対象とし、老人福祉員(定数1,472人)が訪問活動等による安否確認や相談支援を実施。 ・把握しているひとり暮らし高齢者数:44,185人 ・訪問しているひとり暮らし高齢者数:32,997人 ○学区社会福祉協議会による取組 関係機関・団体等と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動を実施。 ・地域の絆づくり事業:見守り194学区、居場所づくり129学区、相談109学区 ・健康すこやか学級事業:214学区	○民生児童委員による取組(再掲) 民生児童委員(定数2,728人)が、高齢者や障害者、子育て家庭等への相談・援助活動を実施。 ・相談・支援件数(令和2年度実績) 高齢者に関すること:21,241件 障害のある方に関すること:1,473件 子どもに関すること:9,777件 その他:7,428件 ○老人福祉員による取組 ひとり暮らし高齢者等を対象とし、老人福祉員(定数1,472人)が訪問活動等による安否確認や相談支援を実施。 ・把握しているひとり暮らし高齢者数:43,754人 ・訪問しているひとり暮らし高齢者数:32,495人 ○学区社会福祉協議会による取組 関係機関・団体等と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動を実施。 ・地域の絆づくり事業(R2実績):見守り183学区、居場所づくり112学区、相談102学区	引き続き、民生児童委員や老人福祉員等による日頃の見守り・相談視線活動の充実に取り組む。	保健福祉局
			・障害のある当事者やその家族等からの生活上の相談に応じている。 令和元年度:1,271件(実績) 令和2年度: 917件(12月末時点)	・障害のある当事者やその家族等からの生活上の相談に応じている。 令和2年度: 1,288件(実績) 令和3年度: 1,031件(12月末時点)	引き続き、障害のある当事者やその家族等からの生活上の相談に応じること で、福祉の増進を図る。	保健福祉局
⑧	居場所の取組の推進	「健康長寿サロン」や子ども食堂等をはじめとした居場所の取組の拡充と支援に向け、行政・関係機関・団体等が連携しながら取り組んでいく。	本市ホームページで健康長寿サロンの掲載情報を更新する他、サロン運営者に対して、コロナ禍における工夫した取組の紹介など高齢者の繋がり維持確保のために必要な情報提供を行うとともに、課題把握のためのアンケートを実施した。	○健康長寿サロンの利用促進と新規開設の促進を目的に本市ホームページのサロンの掲載情報をより充実した内容に更新し、厚労省のサイトでもサロン設置情報の公表を行った。 ○コロナ過で休止しているサロン運営者に対して、現在の状況と再開の意向について聞き取り調査を行った。 ○介護予防推進センターや社会福祉協議会等の関係機関や関係団体に健康長寿サロン補助制度の説明と利用促進の協力依頼を行った。	引き続き、サロン運営者に対して、コロナ禍における工夫した取組内容等について周知し、休止しているサロンの再開を働きかけるとともに、新規の健康長寿サロンの設置を積極的に推進する。また、本市ホームページや厚労省のサイトの掲載情報を随時更新し、関係機関を含めた積極的なPRを行っていく。	保健福祉局
			民間団体により実施されている「子どもが安心して過ごせるための居場所づくり」の取組が、より多くの地域で展開されるよう、初期経費等の助成を行っている。 また、子ども食堂等の子ども居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援などの取組を行うとともに、市民や企業からの寄付を適切に寄付先につなぐなどの支援等を行い、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう支援を行う。 ●京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金実績 平成30年度補助:11団体 令和元年度補助:3団体 令和2年度補助決定:2団体(R3.1月末時点) ●子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業 相談件数:138件(R2.12月末時点)	民間団体により実施されている「子どもが安心して過ごせるための居場所づくり」の取組が、より多くの地域で展開されるよう、初期経費等の助成を行っている。 また、子ども食堂等の子ども居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援などの取組を行うとともに、市民や企業からの寄付を適切に寄付先につなぐなどの支援等を行い、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう支援を行う。 ●京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金実績 平成30年度補助:11団体 令和元年度補助:3団体 令和2年度補助決定:5団体(R4.1月末時点) ●子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業 相談件数:187件 ※現地訪問105件を含む(R3.12月末時点)	民間団体により実施されている「子どもが安心して過ごせるための居場所づくり」の取組が、より多くの地域で展開されるよう、初期経費等の助成を行う。 また、子ども食堂等の子ども居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援などの取組を行うとともに、市民や企業からの寄付を適切に寄付先につなぐなどの支援等を行い、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう支援を行う。	子ども若者はぐみ局
⑨	災害時の要配慮者への支援の充実	平常時から避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施や福祉避難所の円滑な運営の確保に取り組む。 地域における見守り活動促進事業の推進、重度障害者等の個別避難計画の作成等を通じて、災害時の要配慮者の視点に立った取組の充実を図り、要配慮者を含めた住民の「いのち」と「暮らし」を守る取組を進める。 大規模災害が発生した際、各地から参集するボランティアの活動が被災者の多様なニーズに応じて効果的に展開されるよう、市・区災害ボランティアセンターが連携し、平常時における災害ボランティア活動の普及啓発などに取り組む。 災害時に区ボランティアセンターが速やかに設置され、有効に機能するよう、各区の総合防災訓練と連携した、区ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するなど、近年発生する自然災害といった危機に対しても、しなやかに克服するまちづくり「レジリエント・シティ」の構築に取り組む。	地域の防災訓練において、避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練やHUG等の図上訓練、研修等について、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ実施した。	地域の防災訓練において、避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練やHUG等の図上訓練、研修等について、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ実施した。	引き続き、新規指定した指定避難所について、避難所運営マニュアルの早期策定に取り組むとともに、避難所運営マニュアルに基づき、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営訓練の実施に取り組む。	行財政局
			○市・区災害ボランティアセンターによる取組 災害ボランティア活動の普及啓発、情報提供、コーディネーターの育成等を実施。 ・令和元年台風第19号の被害に伴う、被災地支援ボランティアの募集及び派遣:計3回、延べ54名のボランティア等を派遣 ・市(区)災害ボランティアセンター設置・運営訓練:8箇所	○市・区災害ボランティアセンターによる取組 災害ボランティア活動の普及啓発、情報提供、コーディネーターの育成等を実施。 ・令和3年度「災害ボランティア入門講座」の開催 ・令和3年度「京都市災害ボランティアセンター運営サポーター養成シンポジウム～被災者の気持ちに寄り添う活動とは～」の開催(予定)	引き続き、市・区災害ボランティアセンターによる災害ボランティア活動に関する普及啓発や人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営訓練等に取り組む。	文化市民局 保健福祉局
			○重度障害者の個別避難計画作成等推進事業 令和元年度に引き続き、同意者13名(令和3年1月末時点)に対して順次個別避難計画を作成(対象地域:伏見区本所、深草支所管内)。	○重度障害者の個別避難計画作成等推進事業 対象地域:伏見区本所、深草支所管内(令和元年度から)計画作成者11名(令和4年1月末時点) 対象地域:右京区役所、西京区本所、洛西支所管内(令和3年度から)計画作成者3名(令和4年1月末時点)	単身の重度障害者のみならず、避難行動要支援者の中でも、災害時のリスクが高く、特に支援を要する方を「優先度の高い方」として、令和4年度から7年度にかけて個別避難計画作成に取り組む。令和4年度は先行実施地域を各区・支所ごとに選定して計画作成に取り組む。	保健福祉局
			○地域における見守り活動促進事業 要介護高齢者や障害者等の同意を得て、見守り支援を必要とする方の名簿を作成し、当該名簿を地域団体に提供して情報共有を図ることで、地域団体による日頃の見守り活動の充実を図る。 ・令和元年11月時点名簿登載者数 19,038人 ・令和2年11月時点名簿登載者数 17,710人	○地域における見守り活動促進事業 平常時からの地域への個人情報の提供に係る同意取得の割合が20%程度で推移しており、地域において、避難行動要支援者の把握が十分に行えないという課題があったことから、令和3年12月、「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」を制定し、地域への提供を拒否した方を除く避難行動要支援者名簿を提供できる仕組みを構築し、対象者(約73,000人)への意向確認等、避難行動要支援者に係る支援体制の拡充に取り組んだ。	新たに制定した条例に基づき、地域への提供に拒否した方を除く避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者と協定を締結したうえで当該名簿を提供し、情報を共有することで、地域団体による日頃の見守り活動の充実を図るとともに、制度の周知に努める。	保健福祉局
			○福祉避難所に関する取組 高齢者や障害者など、避難生活に配慮を要する方を対象とする福祉避難所について、関係団体、社会福祉施設等から協力を得て、事前指定施設数の拡大に取り組んだ。 ・令和3年1月1日時点 292箇所 (高齢者施設190箇所、障害者施設86箇所、妊産婦等施設16箇所) また、発災時における開設・運営の実効性を高めるため、京都市防災訓練の実施に合わせ事前指定施設(京都ライトハウス)と連携し、訓練を実施した。 さらに、福祉避難所について市民の理解、認識を深めていただく取組として、京都市政出前トーク等により、市民団体等に福祉避難所についての説明を行った。	○福祉避難所に関する取組 高齢者や障害者など、避難生活に配慮を要する方を対象とする福祉避難所について、関係団体、社会福祉施設等から協力を得て、事前指定施設数の拡大に取り組んだ。 ・令和4年9月15日時点 297箇所 (高齢者施設191箇所、障害者施設90箇所、妊産婦等施設16箇所) 令和3年5月、内閣府が定める「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定されたため、福祉避難所事前指定施設に対して指定福祉避難所の指定及び直接避難等に関するアンケートを実施した。 また、出前トークの実施や福祉避難所事前指定施設職員への研修動画を公開などに取り組んだ。	引き続き、社会福祉施設等に対して協力を依頼し、事前指定施設の拡大に取り組む。 また、近年大規模な災害が立て続けに発生していること等を踏まえ、福祉避難所の開設・運営の実効性を高める取組として、訓練の実施手法や内容等について検討を進めるとともに、各施設から出たアンケート結果を踏まえ、指定福祉避難所の指定や直接避難等の実施の是非等について検討を進める。	保健福祉局

「京・地域福祉推進指針」に関連する各種施策の取組状況等について

重点目標1 地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

地域において主体的に進められてきた住民同士の支え合い活動を更に促進し、充実・強化することで、地域住民の「つながり」を強化し、課題に「気づき・つながり・支える」力の向上を図る。

推進項目2 多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

社会福祉施設や企業、NPO、大学等、多様な機関・団体が地域住民とともに地域の活動に参画し取り組むことで、地域における支え合い活動の充実・強化を図る。

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績(予定含む)	令和4年度取組予定	担当局等
①	区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化	地域福祉推進委員会の取組を更に充実・強化し、身近な地域の課題や協働の取組を区域で共有、発信することで、住民、関係機関・団体等の主体的な活動を支援し、多様な主体の協働の取組を一層広めていく。	○福祉のまちづくり体制整備事業 各区の地域福祉推進委員会において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、地域の実情に応じて、地域課題の把握やコロナ禍における取組事例の共有等に取り組むとともに、地域福祉活動の普及啓発等を目的としたシンポジウムの開催等にあたっては、オンラインを活用した開催とするなど工夫しながら取り組んだ。	○福祉のまちづくり体制整備事業 各区の地域福祉推進委員会において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、地域の実情に応じて、地域課題の把握やコロナ禍における取組事例の共有等に取り組むとともに、地域福祉活動の普及啓発等を目的としたシンポジウムの開催等にあたっては、オンラインを活用した開催とするなど工夫しながら取り組んだ。	引き続き、区域の幅広い関係者が取組のノウハウ等を共有すること等を通じて、地域課題の解決に向けた協働の取組が各地域で積極的に展開されるよう取り組んでいく。	保健福祉局
②	社会福祉施設との協働による地域づくりの推進	地域課題の解決に向けた住民と社会福祉施設との協働の取組等、「地域における公益的な取組」の先進的な取組事例を集約し、各区の地域福祉推進委員会の活動等を通じて共有を図る等により、社会福祉施設の地域活動への参画が各地域において積極的に展開されるよう、関係団体や市・区社会福祉協議会等との連携のもと、取り組んでいく。	○福祉のまちづくり体制整備事業 各区の地域福祉推進委員会において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、地域の実情に応じて、地域課題の把握やコロナ禍における取組事例の共有等に取り組むとともに、地域福祉活動の普及啓発等を目的としたシンポジウムの開催等にあたっては、オンラインを活用した開催とするなど工夫しながら取り組んだ。	○福祉のまちづくり体制整備事業 各区の地域福祉推進委員会において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、地域の実情に応じて、地域課題の把握やコロナ禍における取組事例の共有等に取り組むとともに、地域福祉活動の普及啓発等を目的としたシンポジウムの開催等にあたっては、オンラインを活用した開催とするなど工夫しながら取り組んだ。	引き続き、区域の幅広い関係者が取組のノウハウ等を共有すること等を通じて、地域課題の解決に向けた協働の取組が各地域で積極的に展開されるよう取り組んでいく。	保健福祉局
			引き続き、本市所管の社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実践事例について、市ホームページにおいて掲載・紹介している。	引き続き、社会福祉施設の地域活動への参画が各地域において積極的に展開されるよう、市ホームページにおいて掲載している実践事例を踏まえ、関係団体や市・区社会福祉協議会等との連携のもと、取り組んでいく。	市ホームページにおいて掲載している実践事例に加え、今後、国において作成が予定されている、地域における公益的な取組の好事例集がまとまり次第、周知を図り、関係団体や市・区社会福祉協議会等との連携のもと、社会福祉施設の地域活動への参画が積極的に展開されるよう、取り組んでいく。	保健福祉局
③	多様な主体の参画によるまちづくりの推進	福祉分野に限らず、地域企業やNPO、大学、寺社等の京都ならではの多様な主体と地域住民等との協働の推進や、文化芸術活動との連携等、分野を超えて多様な主体がつながり、地域活動に多くの方が関心を持ち、活動に参画する地域づくりを進める。	「文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業」において、事例調査及び普及啓発講座の実施に加え、芸術家等が社会課題へアプローチする際や、福祉施設等が文化芸術の取組に着手しようとする際の相談事業「Social Work / Art Conference(SW/AC)」を開始するなど、社会課題や困難の緩和につなげ、共生社会を実現するための基盤づくりに引き続き取り組んだ。	「文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業」において、事例調査及び普及啓発講座に加え、芸術家等が社会課題へアプローチする際や、福祉施設等が文化芸術の取組に着手しようとする際の相談事業「Social Work / Art Conference(SW/AC)」の実施などにより、社会課題や困難の緩和につなげ、共生社会を実現するための基盤づくりに取り組んだ。	引き続き、「文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業」において、事例調査及び普及啓発講座に加え、芸術家等が社会課題へアプローチする際や、福祉施設等が文化芸術の取組に着手しようとする際の相談事業「Social Work / Art Conference(SW/AC)」の実施などにより、社会課題や困難の緩和につなげ、共生社会を実現するための基盤づくりに取り組む。	文化市民局
			○～“みんなごと”のまちづくり推進事業「つながり促進プログラム」～「X Cross Sector Kyoto(クロスセクター京都)」 企業、NPO、市民団体、大学、行政等、あらゆるセクターから参加を得て、社会課題・地域課題を共有し、新たな行動を生み出していくため、ワークショップ等の手法を活用した実践型のオンラインセッション(小グループに分かれての対話)等を行い、社会課題・地域課題の解決に向けた取組を実施した。 第1回 全体セッション R2.9.9(水) 33名 ○テーマ 共創の実現に向けた思考法とは 第2回 全体セッション R2.9.16(水) 28名 ○テーマ 先進的な事例/取り組むテーマの共有 第3回 全体セッション R2.9.23(水) 27名 ○テーマ プログラムを通じて実現したいことは？ 第4回 全体セッション R2.9.30(水) 25名 ○テーマ 取り組むテーマとチームづくり 第5回 全体セッション R2.10.21(水) 19名 ○テーマ 提案再考のためのリサーチとは 第6回 全体セッション R2.11.4(水) 23名 ○テーマ アドバイザーによるフィードバック 第7回 全体セッション R2.11.18(水) 24名 ○テーマ ビジネス・事業化に向けた視点とは 第8回 全体セッション R2.12.2(水) 26名 ○テーマ 多様なレビュアーによるフィードバック 全8回のオンラインセッションを終え、5つのプロジェクトが始動。 R3.2.27(土)には、5つのプロジェクトチームの活動報告及び新たにオンラインを活かして実践を続けてきたゲストをお招きした交流会を実施した。	○～みんなごと”のSDGs、レジリエント・シティ推進事業「つながり促進プログラム」～「X Cross Sector Kyoto(クロスセクター京都)」 企業、NPO、市民団体、大学、行政等、あらゆるセクターから参加を得て、社会課題・地域課題を共有し、新たな行動を生み出していくため、ワークショップ等の手法を活用した実践型のオンラインセッション(小グループに分かれての対話)等を行い、社会課題・地域課題の解決に向けた取組を実施した。 第1回 全体セッション R3.9.8(水) 37名 ○テーマ 共創の実現に向けた思考法とは 第2回 全体セッション R3.9.15(水) 36名 ○テーマ 先進的な事例/取り組むテーマの共有 第3回 全体セッション R3.9.22(水) 33名 ○テーマ プログラムを通じて実現したいことは？ 第4回 全体セッション R3.9.29(水) 33名 ○テーマ 取り組むテーマとチームづくり 第5回 全体セッション R3.10.20(水) 27名 ○テーマ 活動のテーマ共有と、課題設定の手法 第6回 全体セッション R3.11.10(水) 30名 ○テーマ アドバイザーによるフィードバック 第7回 全体セッション R3.11.24(水) 31名 ○テーマ チームの取組を拡げる 第8回 全体セッション R3.12.15(水) 32名 ○テーマ 多様なレビュアーによるフィードバック 全8回のオンラインセッションを終え、6つのプロジェクトが始動。 R4.2.26(土)には、6つのプロジェクトチームの活動報告及び新たにオンラインを活かして実践を続けてきたゲストをお招きした交流会を実施した。	・ワークショップ等の手法を活用したクロスセクターによる協働の実践について、社会課題・地域課題の解決に向けた取組が効果的に生み出されるよう、継続して実施するとともに、プログラム内容の充実を図る。	総合企画局

「京・地域福祉推進指針」に関連する各種施策の取組状況等について
重点目標2 行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

地域でキャッチしたものの、対応が困難な課題について、行政・支援関係機関が連携し、それぞれ持つ強みや機能を十分に発揮し合い、適切な支援に結び付ける分野横断的な支援体制の強化を図る。

推進項目3 困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実
対応が困難な課題を、しっかりと行政・関係機関が受け止め、円滑に支援につなぐ体制の充実を図る。

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績(予定含む)	令和4年度取組予定	担当局等
①	行政・関係機関等が支援調整を行う体制の強化	地域でキャッチし、地域だけでは対応が困難な複合的な課題について、 保健福祉センター、関係機関等がしっかりと受け止め、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、適切な支援に結びつける分野横断的な支援体制を強化 する。 体制の強化にあたっては、個別の施策だけでは対応が困難な課題に対し、保健福祉センターをはじめ、関係部署及び関係機関等が連携し、支援を行うことで、課題を抱えた方々の早期発見と支援の早期提供につなげ、抱えた課題が深刻化する前に解決が図られることを目指す。	ひきこもり支援 令和元年10月に京都市社会福祉審議会に設置された「ひきこもり支援の在り方専門分科会」での5回にわたる御議論の成果を、京都市社会福祉審議会において「京都市におけるひきこもり支援の在り方について(意見具申)」として取りまとめられ、令和2年8月に提出された。 意見具申の内容も踏まえ、複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うため、8月1日付けで、支援の調整役を担う「寄り添い支援係長」を全区役所・支所保健福祉センターに各1名、計14名配置し、体制強化を図った。 また、令和2年9月1日付けで、これまで年齢や施策によって分かれていた相談窓口を一つにまとめて明確化し、支援の中核機関となる保健福祉センターと合わせて「ひきこもり地域支援センター」として位置付けるとともに、新たに、支援方針や支援の役割分担を組織的に決定する「支援調整会議」の開催や、伴走型支援を行う「よりそい支援員」の配置など、ひきこもり支援の再構築を行った。 【「よりそい・つなぐ」相談窓口(京都市ひきこもり相談窓口)相談実績(令和2年12月末時点)】 187件	・ひきこもり支援 複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うとともに、ひきこもり支援に係るネットワークの構築に取り組んでいる。 さらに、令和3年度には、状況や背景が様々である当事者やその家族に対し、それぞれの状況等に応じた社会参加の場を確保することを目的に、「京都市ひきこもり支援事業補助金」を創設した。 【京都市ひきこもり支援事業補助金実績】 ・令和3年度申請件数 8件	・ひきこもり支援 引き続き、複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うとともに、ひきこもり支援に係るネットワークの構築に取り組むとともに、より相談しやすい相談窓口となるよう、プライバシーに配慮した相談ブースの増設など、機能面の強化を図る。 また、家族の相談ニーズは高く、本人につながるまで、家族支援を長期にわたって継続するケースも少なくないことから、本人にとって最も身近な支援者である家族を支えるための取組として、家族向け研修会(仮称)の実施を検討する。	保健福祉局 子ども若者はぐくみ局
		子どもはぐくみ室、児童相談所及び教育委員会指導部生徒指導課指導主事が参画する、各区役所・支所要保護児童対策地域協議会の実務者会議(開催回数69回(予定))において、支援対象者について協議を行い、課題解決に向けて取り組んでいる。 加えて、京都市要保護児童対策地域協議会に、新たに「京都少年鑑別所」「教育委員会指導部学校指導課」が構成員として参画し、より幅広い関係機関での連携強化を図った。 さらに、課題や困りを抱えた家庭に対し、各区役所・支所子どもはぐくみ室の学区担当が家庭訪問や地域に出向き、他課と連携をしながら課題解決に向けた支援を行っている。	これまでから、各区役所・支所要保護児童対策地域協議会実務者会議には、子どもはぐくみ室、児童相談所及び教育委員会指導部生徒指導課指導主事が参画していたが、令和3年度からは新たに京都府警察が順次参画し、関係機関のさらなる連携強化を図っている。令和3年度における開催回数は68回(予定)であり、支援対象者の課題解決に向けて取り組んでいる。 さらに、課題や困りを抱えた家庭に対し、各区役所・支所子どもはぐくみ室の学区担当が家庭訪問や地域に出向き、他課と連携をしながら課題解決に向けた支援を行っている。	各区役所・支所の子どもはぐくみ室において、引き続き要保護児童対策協議会調整機関としての役割を担うとともに、他課と連携し支援を行っていく。	子ども若者はぐくみ局	
		孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象とした事業 ・相談事業の実施 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活や仕事などが大きな影響を受け、孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象とした相談窓口を、「京都市男女共同参画センター」において、新たに設置している。 ・居場所づくりの実施 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活や仕事などが大きな影響を受け、孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象とした居場所づくり事業(ピアサポート)を実施している。参加者、ピアサポーター及びファシリテーターとの対話を通じたワークショップ形式等で実施し、参加者が相互に支え合い、社会とのつながりを回復するための場としている。 ・生理用品(相談窓口案内チラシ付き)の配備 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活や仕事などが大きな影響を受け、孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性、とりわけ、さまざまな事情で生理用品を購入できない方を対象に、NPO法人、社会福祉法人、京都市社会福祉協議会、学校等において、相談支援等につなげるためのきっかけとして、相談窓口案内チラシ付の生理用品の提供を行っている。	孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象とした事業 ・相談事業の実施 令和3年度に構築したNPO法人等のプラットフォームを活用し、引き続き、「京都市男女共同参画センター」において、孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象とした相談窓口を運営する。 ・居場所づくりの実施 令和3年度に構築したNPO法人等のプラットフォームを活用し、ひとり親家庭支援や若年女性を支援しているそれぞれの団体の強みをいかし、女性が日々の悩みを語り合える居場所をつくるなど、対象者に即して事業を実施する。 ・就業支援の実施 様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、自立支援や既存の就業支援事業へつなぐとともに、就業意欲の向上に資する講座等を実施する。	文化市民局		
②	地域における多様な課題に対応する事業の充実	○地域あんしん支援員設置事業、不良な生活環境対策条例、ひきこもり支援等の取組の推進 これまで本市が地域住民や関係機関・団体等との連携のもと、進めてきた分野横断的な取組を引き続き推進し、支援が必要な方に対し、的確に支援の手が差し伸べられるよう、取組を進めていく。 ・地域あんしん支援員設置事業 社会的孤立等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要であるにも関わらず、支援につながっていない方等に対して、「地域あんしん支援員」が継続して寄り添いながら、地域や関係機関等と連携・協働し、適切な支援に結びつける。 ・いわゆる「ごみ屋敷」の問題への対応 「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例(不良な生活環境対策条例)」(平成26年11月施行)に基づき、各区役所・支所に設置された対策事務局が地域や関係機関・団体等と連携した取組を進める。 ・ひきこもり支援 「ひきこもり」等の課題を抱える世帯への支援にあたっては、分野を超えた総合的な支援を展開するため、「ひきこもり地域支援センター」「保健福祉センター」をはじめとした関係機関が相互に緊密な連携を図り地域との協働することで、当事者や御家族に寄り添った切れ目のないひきこもり支援に取り組む。	○地域あんしん支援員設置事業 複合的な複合的な課題を抱える世帯への支援を強化するため、令和2年6月に、あんしん支援員を2名増員し、計14名を全区役所・支所単位に配置し、当該事業の実施体制等の充実を図った。 地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組み、令和3年1月末時点で、234世帯に対し支援を実施。	○地域あんしん支援員設置事業 地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組み、令和4年1月末時点で、274世帯に対し支援を実施。	引き続き、地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組む。	保健福祉局
		○いわゆる「ごみ屋敷」の問題への対応 地域の実情に通じる各区役所・支所に設置している対策事務局が取組の要となっており、条例を所管する保健福祉局はもとより関係部署や関係機関、地域の自治組織が連携して、人に寄り添った支援を基本として取組を進めている。 令和2年12月末時点で、「ごみ屋敷」として通報等のあった385世帯のうち367世帯は状況把握が完了しており、269世帯について不良な生活環境(いわゆる「ごみ屋敷」状態)と判定した。このうち233世帯については不良な生活環境が解消するに至った。 残る54世帯については、今後も状況把握の調査や不良な生活環境の解消支援など、必要な関わりを継続していく。 (不良な生活環境を解消した数 令和元年度末213世帯→令和2年度12月末時点233世帯)	○いわゆる「ごみ屋敷」の問題への対応 地域の実情に通じる各区役所・支所に設置している対策事務局が取組の要となっており、条例を所管する保健福祉局はもとより関係部署や関係機関、地域の自治組織が連携して、人に寄り添った支援を基本として取組を進めている。 令和3年12月末時点で、「ごみ屋敷」として通報等のあった423世帯のうち399世帯は状況把握が完了しており、286世帯について不良な生活環境(いわゆる「ごみ屋敷」状態)と判定した。このうち257世帯については不良な生活環境が解消するに至った。 残る29世帯については、今後も状況把握の調査や不良な生活環境の解消支援など、必要な関わりを継続していく。 (不良な生活環境を解消した数 令和2年度末239世帯→令和3年度12月末時点257世帯)	引き続き、条例の基本方針に基づき、支援を基本とした不良な生活環境の解消を図りつつ、地域住民の安心・安全を確保してため、必要な対応を行う。	保健福祉局	
		・ひきこもり支援 令和2年9月1日付けで行った再構築後のひきこもり支援体制の下、包括的な寄り添い支援を行った。 【「よりそい・つなぐ」相談窓口(京都市ひきこもり相談窓口)相談実績(令和2年12月末時点)】 187件	・ひきこもり支援 複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うとともに、ひきこもり支援に係るネットワークの構築に取り組んでいる。 さらに、令和3年度には、状況や背景が様々である当事者やその家族に対し、それぞれの状況等に応じた社会参加の場を確保することを目的に、「京都市ひきこもり支援事業補助金」を創設した。 【京都市ひきこもり支援事業補助金実績】 ・令和3年度申請件数 8件	・ひきこもり支援 引き続き、複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うとともに、ひきこもり支援に係るネットワークの構築に取り組むとともに、より相談しやすい相談窓口となるよう、プライバシーに配慮した相談ブースの増設など、機能面の強化を図る。 また、家族の相談ニーズは高く、本人につながるまで、家族支援を長期にわたって継続するケースも少なくないことから、本人にとって最も身近な支援者である家族を支えるための取組として、家族向け研修会(仮称)の実施を検討する。	子ども若者はぐくみ局	

○再犯防止対策の推進 犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、市民と地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員として円滑に復帰することができるよう、「 地域再犯防止推進モデル事業 」による取組を推進し、犯罪をした者等の特徴や抱える課題、必要とされる支援等を把握する実態調査を通じて、生活・就労等のモデル支援を実施するほか、「 京都市版再犯防止推進計画 」の策定に取り組むことで、SDGsの理念にも掲げられている「誰一人取り残さない」社会の実現につなげていく。	引き続きモデル事業として若年女性等への寄り添い支援に取り組むと共に、京都の文化力をいかした居場所づくり等も実施する。モデル事業の検証結果、「京都市再犯防止推進会議」からの意見を踏まえ検討を進め、パブリックコメントを実施したうえで、「京都市再犯防止推進計画（仮称）」を策定する。	京都市再犯防止推進計画に基づき、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を、住居・就労の確保に向けた支援や保健医療・福祉サービスの利用につなぐ等、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進する。 主な取組は、以下のとおり。 ①刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進 刑事司法関係機関等をサポートする更生支援相談員の設置（令和3年4月）の他、刑事司法関係機関、地域福祉関係機関、本市関係課等のノウハウ向上や顔の見える関係づくりのための研修会（2回）を開催 ②ハンドブック「つなぐ つながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備 ハンドブック「つなぐ つながる」のリニューアル（令和4年3月予定）、配布先の拡大（令和4年4月以降） ③民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進 補助制度を創設（令和3年6月）し、令和3年度は2団体に補助金交付決定 ④再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発 広報誌やSNS等を活用した発信の他、パネル展、企業向け講座等を開催。 ⑤京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起 京都少年鑑別所において、在所する少年を対象とした伝統産業の制作体験（和蛸燭の絵付け、3回）を実施。	令和4年度も、重点推進施策を中心に計画に掲げる施策を推進していく予定。	保健福祉局
○地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの3施設一体化整備による全学的な相談支援体制の充実 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの3施設を一体化し、専門的中核機関として、市民に身近な相談機関である区役所・支所（保健福祉センター）への専門的観点からのバックアップ、地域の障害福祉サービス事業所等に対する支援力向上のサポートを行うとともに、障害保健福祉や児童福祉に関わる関係機関等との連携の役割を担うことにより、全学的な相談支援体制の充実を図る。	令和2年度は、建設予定地内の建物(地上)部分等の解体を実施する。	令和3年度は、建設予定地内の土壌汚染対策工事、建物(地下部)解体工事を実施した。 また、新築工事を令和4年1月から開始した(竣工予定令和5年度)。	新築工事を実施する。(工期：令和3～5年度)	保健福祉局
○課題や困りを抱える子どもや子育て家庭への寄り添い支援の充実 児童虐待や障害のある子ども等、支援が必要な子どもや家庭に対しては、児童相談所や発達相談所等において、一時保護や心理検査等の専門的対応を行う。 また、区役所・支所子どもはぐくみ室をはじめ、身近な地域においても、子育て中の親が一人で悩まずに気軽に相談できることや、関係機関や団体が課題を共有し適切な見守り等を進めることも重要であるため、児童虐待に係る相談等が増え続ける中、「 子どもの安全の確保及び虐待を受けた子どもへの支援 」と「 課題や困りを抱えた家庭への寄り添い支援 」を、より一層充実し、全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう取り組んでいく。	○児童虐待対策の機能強化事業 全ての子どもを児童虐待から守るため、各種研修の実施による専門性の向上や、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かした支援の充実を図った。また、児童相談所と各区役所・支所子どもはぐくみ室が必要な情報を共有するための児童家庭相談システムを活用した情報の共有及び管理を行った。 ・児童相談所から子どもはぐくみ室への送致実績（令和2年度(令和2年11月末時点)） 187世帯	○児童虐待対策の機能強化事業 全ての子どもを児童虐待から守るため、各種研修の実施による専門性の向上や、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かした支援の充実を図った。また、児童相談所と各区役所・支所子どもはぐくみ室が必要な情報を共有するための児童家庭相談システムを活用した情報の共有及び管理を行った。 ・児童相談所から子どもはぐくみ室への送致実績（令和3年度(令和3年12月末時点)） 188世帯	引き続き、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かすとともに、支援の充実を図る。また、児童家庭相談システムを活用し、円滑な情報共有及び的確な進捗管理を行う。	子ども若者はぐくみ局
○生活困窮者自立支援事業の充実 支援を必要とされる方を早期に発見し、生活が立ちいかなくなる前に支援を行うため、 保健福祉センター をはじめ、 税務、教育、就労、住宅等の各部署 はもとより、 ハローワーク、社会福祉協議会、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション、民生委員・児童委員等の地域ネットワーク とも十分に連携し、本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握し、支援を行う。	・引き続き、仕事や生活にお困りの方からの相談について、関係機関と十分な連携を図りながら、就労支援をはじめとする寄り添い型の支援を実施する。 ・なお、令和2年5月から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活福祉資金（総合支援資金）の特例貸付や住居確保給付金等の相談・申請等に対応するため、3名を増員し、京都市社会福祉協議会の「新型コロナウイルス感染症にかかる貸付・給付総合窓口」に配置することにより、生活にお困りの方の相談にきめ細やかに対応している。また、令和2年8月からはさらに相談支援員2名を増員し、相談体制の充実を図っている。	・引き続き、仕事や生活にお困りの方からの相談について、関係機関と十分な連携を図りながら、就労支援をはじめとする寄り添い型の支援を実施する。 ・なお、令和3年度については、生活福祉資金特例貸付の受付期間が終了することや住居確保給付金の相談・申請件数が減少している一方、生活福祉課に設置している生活困窮者自立相談支援窓口への相談件数は増加していることから、相談支援員として6名を配置した。	・引き続き、仕事や生活にお困りの方からの相談について、関係機関と十分な連携を図りながら、就労支援をはじめとする寄り添い型の支援を実施する。 ・なお、令和3年度については、生活福祉課に設置している生活困窮者自立相談支援窓口への相談件数は増加していることから、相談支援員として6名を配置しており、令和4年度も引き続き6名を配置していく。	保健福祉局
○権利擁護支援体制の充実 認知症や障害等により、契約行為等を行う際に支援が必要な方が、日常生活に支障や不利益が生じることがないよう、 地域で生活するうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業 について、事業を実施する市社会福祉協議会・区社会福祉協議会への支援や成年後見制度の利用促進に向け、取組を進める。 また、 高齢者虐待、障害者虐待 の防止に向けては、 地域住民や関係機関等 に対して、 虐待に関する正しい知識の普及等 に取り組む、行政、関係機関、地域が一体となって、虐待の未然防止と早期発見につなげるとともに、通報後の迅速な安全確保や適切な支援に取り組んでいく。	【障害者虐待】 ・引き続き、研修の開催等により、虐待の未然防止や早期発見の促進に努めるとともに、行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制の強化に努める。	【障害者虐待】 ・地域住民や関係機関、施設職員等を対象とした研修を開催し、虐待の未然防止や早期発見の促進に努めた。 ・行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、通報時における事実確認、相談援助、処遇検討に関する会議を行うとともに、家族関係の修復や不安解消に向けた家庭訪問あるいは緊急一時保護等の措置など、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制の強化に努めた。	【障害者虐待】 ・引き続き、研修の開催等により、虐待の未然防止や早期発見の促進に努める。 ・引き続き、行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、通報時における事実確認、相談援助、処遇検討に関する会議を行うとともに、家族関係の修復や不安解消に向けた家庭訪問あるいは緊急一時保護等の措置など、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制の強化に努める。	保健福祉局
	高齢者虐待においては、引き続き地域住民や関係機関へ虐待に関する正しい理解の普及活動を更に推進し、関係機関とともに虐待の未然防止や早期発見につなげ、速やかかつ的確に対応している。 ○研修会 3回（令和3年1月末時点）	高齢者虐待においては、引き続き地域住民や関係機関へ虐待に関する正しい理解の普及活動を更に推進し、関係機関とともに虐待の未然防止や早期発見につなげ、速やかかつ的確に対応している。 ○研修会 5回（令和4年1月末時点）	高齢者虐待においては、引き続き地域住民や関係機関へ虐待に関する正しい理解の普及活動を更に推進し、関係機関とともに虐待の未然防止や早期発見につなげ、速やかかつ的確に対応していく。	保健福祉局
	日常生活自立支援事業は、引き続き契約件数の増加に対応できるよう、各区社会福祉協議会に配置する専門員を利用者35人に対し1人となるよう補助金を交付している。 ○契約件数 853件（令和3年1月末時点）	日常生活自立支援事業は、引き続き契約件数の増加に対応できるよう、各区社会福祉協議会に配置する専門員を利用者35人に対し1人となるよう補助金を交付している。 ○契約件数 793件（令和4年1月末時点）	日常生活自立支援事業は、引き続き契約件数の増加に対応できるよう、各区社会福祉協議会に配置する専門員を利用者35人に対し1人となるよう補助金を交付する。	保健福祉局
	「消費者安全確保地域協議会」の設置に向けて、高齢サポートにおいて、社会福祉士等の専門職種で構成される地域ケア会議に参画し、消費生活情報の提供や注意喚起を行うとともに、高齢者等の取り巻く現状等について把握することで、消費生活総合センターと高齢サポートとの連携強化を図った。 ○7行政区3支所において参画（令和3年1月末時点）	「消費者安全確保地域協議会」の設置に向けて、高齢サポートにおいて、社会福祉士等の専門職種で構成される地域ケア会議に参画し、消費生活情報の提供や注意喚起を行うとともに、高齢者等の取り巻く現状等について把握することで、消費生活総合センターと高齢サポートとの連携強化を図った。 ○7行政区3支所において参画（令和4年2月末時点）	令和3年度に策定した第3次京都市消費生活基本計画において、地域協議会の設置を重点取組の一つと位置付け、計画期間内での設置に向け取り組む予定である。 そのため、引き続き、各行政区における権利擁護ネットワーク会議に参画し、消費生活総合センターと高齢サポートとの連携を図るとともに、保健福祉局と一層連携し、消費者安全確保のための取組を行う機能の認識について更なる検討を行う。	文化市民局

		○成年後見制度利用促進計画 認知症高齢者の増加等に伴い、また、認知症高齢者及び障害のある人の意思決定支援の重要性が更に高まる中、判断能力が不十分であっても、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度は、今後益々重要な役割を果たすと考えられる中、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び同法に基づき国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」の内容等を踏まえ、成年後見制度の更なる利用促進を図る。	成年後見支援センターは中核機関として、成年後見に係る相談、家庭裁判所への申立て支援、市民後見人の養成、制度の普及啓発、市長申立て事務の一部、成年後見制度利用促進協議会の開催(令和2年12月開催)、チームへの専門職派遣事業を継続して実施した。 ○成年後見に関する相談件数 2年12月末時点 927件 ○市民後見人養成件数(修了者数) 3年1月末時点 16名	成年後見支援センターは中核機関として、成年後見に係る相談、家庭裁判所への申立て支援、市民後見人の養成、制度の普及啓発、市長申立て事務の一部、成年後見制度利用促進協議会の開催(令和3年8月開催)、チームへの専門職派遣事業を継続して実施した。 ○成年後見に関する相談件数 3年12月末時点 1,391件 ○市民後見人養成件数(修了者数) 4年1月末時点 14名	成年後見支援センターは中核機関として、成年後見に係る相談、家庭裁判所への申立て支援、市民後見人の養成、制度の普及啓発、市長申立て事務の一部、成年後見制度利用促進協議会の開催(年1回)、チームへの専門職派遣事業を継続して実施する予定である。	保健福祉局
--	--	---	---	--	--	--------------